



今月号のテーマ

- お知らせ～各種申告納付期限のご案内～
- お知らせ～夏季休暇について～
- 平成 26 年分路線価の発表（大黒）
- 経営者の労災（吉岡）
- 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済（高井）

お知らせ～各種納付期限のご案内～

該当の事業者様は次の申告納付手続きが必要となります。

- ①労働保険の年度更新…申告納付期限 7月10日（木）
- ②社会保険の定時決定…届出期限 7月10日（木）
- ③源泉所得税の特例納付…申告納付期限 7月10日（木）

期限が迫っておりますので、今一度ご確認ください。

それぞれの内容の詳細につきましては、前月号の TREND NEWS <145> 6月号をご参照ください。

お知らせ～夏季休暇について～

誠に勝手ながら 8/14（木）・8/15（金）を夏季休業日とさせていただきます。ご了承ください。

平成 26 年分路線価の発表（大黒）

7月1日に国税庁より平成26年分の路線価が発表されました。

路線価とは、相続税や贈与税の土地の計算をするときに使用する、道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価格です。路線価は、地価公示価格の8割程度に評価されています。ちなみに、固定資産税評価額は7割程度に評価されています。

今年の傾向としましては、全国平均的には、住宅地、商業地とも下落していますが、その下落率は縮小傾向です。それぞれの地点で見ますと、下落地点が減り、上昇地点が大幅に増加しています。

首都圏では、上昇の割合が大幅に増加し、半数以上が上昇しています。近畿圏でも、上昇の割合が大幅に増加し3割弱が上昇しています。一方で、地方では、約3/4が下落しています。

今後は、2020年のオリンピックの開催や、景況感の改善により、地価の上昇が続くと思われます。地価の上昇により、路線価が上がり土地評価額に影響する為、相続税や固定資産税の負担増加につながる可能性があります。

路線価で評価するのは容易ですが、一般的な土地の評価をする場合には適していますが、土地の形状や場所によっては、路線価で評価すると、実際の時価より高く評価されてしまい、相続税や贈与税が多額になる場合もあります。その場合は、路線価評価ではなく、実勢に即した評価によって計算して申告することが必要だと思えます。

路線価は、国税庁 HP の相続税・贈与税の「路線価を見る」<http://www.rosenka.nta.go.jp/>で3年分閲覧できます。

経営者の労災（吉岡）

《労災保険》

「従業員」が対象となるため、企業の役員は通常加入することができない労災保険ですが、中小企業主等については『特別加入』という制度を利用することで事業主に対しても特別に任意加入が認められています。

《特別加入制度》

中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ① 次に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
不動産・小売・金融・保険業：50人以下 卸売・サービス業：100人以下 その他：300人以下
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者など）

補償の範囲：就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のために行う行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済（高井）

《小規模企業共済》

小規模企業共済とは国がつくった「経営者の退職金制度」です。

従業員数などの加入要件を満たす個人事業主又は法人の役員を対象としており、事業の廃止時や法人の解散時に納付金額と納付月数に応じて共済金の支払いを受けられます。掛金は1,000円～70,000円の範囲（500円刻み）で自由に選ぶことができます。

所得税の計算上、支払った掛金は全額所得から控除できるため、節税効果が期待できます。さらに、受け取る共済金は、一定の場合を除き退職所得控除や公的年金等の雑所得として所得税の算定上、有利な計算方法を適用できます。

《中小企業倒産防止共済》

別名、経営セーフティ共済とも呼ばれ、取引先の予期せぬ倒産による「連鎖倒産から中小企業を守る制度」です。

資本金額や従業員数などの加入要件を満たす個人の中小企業者又は法人を対象としており、加入者は5,000円から20万円までの範囲（5,000円単位）で掛金月額を自由に選択でき、掛金総額が800万円に達するまで積立てができます。

加入者は加入後6ヶ月以上が経過し、取引先の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、その被害額と掛金総額の10倍（最高8,000万円）のいずれか少ない額の範囲で借り入れが可能となります。なお、任意で解約した場合でも、掛金納付月数が12ヶ月以上で納付掛金の80%、40ヶ月以上で100%の解約手当金を受け取ることができます。また、掛金は費用や必要経費と認められるため、小規模企業共済と同じく一定の節税効果にも期待できます。